

## 三豊市農業委員会 1 月定例総会議事録

令和 8 年 1 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 1 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

#### 【農業委員】

(出席○・欠席ー)

堀江 博	○	岡根 讓	○	石原 剛	ー
片山 睦士	○	片岡 恒男	○	森 啓二	○
石井 秀一	○	小畑 忠司	○	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	○	安藤 健一	○
前谷 晃年	○	福岡 伸也	○	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	○
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

#### 【農地利用最適化推進委員】

真鍋 基彦	○	秋山 正伸	○	森川 中	○
竹内 巧	ー	関 秀一	○	松永 雄二	○
白井 浩一	○				

### 2. 署名委員

9 番 湯口 貞明  
1 5 番 筒井 義朝

### 3. 傍聴人

な し

### 4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志  
事務局次長 藤原 卓司  
主任 糸川 剛史

### 5. 書 記

主 事 土井 太陽

### 6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について  
議案第 7 号 非農地証明願いの件について  
議案第 8 号 非農地通知の件について  
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の件について  
議案第 1 0 号 地域計画変更の意見聴取について  
その他の件について

7. 開会 【午後1時30分】

事務局長 ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会1月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。去年は農地パトロールや意向調査で大変お世話になりました。推進委員の方々にもご協力いただきありがとうございました。地域の農業者から何かと相談されることもあると思いますが今年もよろしく願います。本日の議案ですが意向調査での結果に基づき現況が山林状態の農地が多数見受けられ、それに伴い非農地申請が多く提出されました。委員説明も時間がかかるかと思いますが、議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。会議の開催にあたり、本日は3番 石原剛 委員から欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議 長 ただいまから、三豊市農業委員会1月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号9番 湯口 貞明 委員、議席番号15番 筒井 義朝 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

〔 議案第1号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の11件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませさせていただきます。6ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件につい

て」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませさせていただきます。8ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明させていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号14号を朗読 〕

以上14件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

8 番 番号1号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住で申請地を耕作することは難しく譲受人を探していたところ見つかри、無償での所有権移転の申請となりました。

番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。申請地の隣を耕作している譲受人に今回の申請地の耕作を依頼したところ承諾され申請に至りました。ご審議の程よろしく願ひいたします。

9 番 番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住で農地の処分を考えていたところ、近隣で果樹栽培をされている譲受人が経営規模の拡大を希望していたため話がまとまり今回の売買の申請となりました。

10 番 番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は農業廃止を希望しており、経営規模拡大を考えていた譲受人が引き受けるといった流れで申請に至りました。ご審議の程よろしく願ひいたします。

1 1 番	番号5号について説明いたします。申請地は家庭菜園場として利用されていたとのことですが、譲渡人が管理できないということで譲受人と話し合い、所有権の移転をするということでまとまりました。	一 同	[ なしの声あり ]
1 2 番	番号6号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人ですが、同じ自治会です。譲渡人は高齢であり維持管理が難しいということで今回の所有権移転の申請となりました。	議 長	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
2 番	番号7号について説明いたします。譲受人はもともと申請地で野菜を作っており、譲渡人は市街在住で管理が難しいということもあり無償での売買の申請となりました。譲受人は市内で大規模に野菜を作っているのでは問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。	一 同	[ 異議なしの声あり ]
1 5 番	番号8号について説明いたします。譲受人はぶどうを栽培しており経営規模の拡大をしたいと考えていたところ、申請地が自身の農地と隣接していることから話がまとまり、所有権移転の申請となりました。現地を確認したところ荒れた様子もなく管理が行き届いているため問題ありません。ご審議の程よろしく願いいたします。	議 長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
1 6 番	番号9号について説明いたします。譲渡人と譲受人は夫婦です。今回の申請は太陽光発電の設置に伴い地上権を設定し、使用貸借権の許可申請をするためのものです。申請地についてはミョウガを栽培するとのことで、管理もされているので特に問題ないと思えます。	事 務 局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。  [ 議案第4号 番号1号から番号4号を朗読 ]
1 7 番	番号10号について説明いたします。譲受人は新規就農で譲渡人と有償で所有権の移転をするということで今回申請されました。近隣との問題もないのでご審議のほどよろしく願いいたします。	議 長	番号1号は第1種農地に該当し、他は第2種農地となっています。以上4件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
1 8 番	番号11号について説明いたします。譲受人は申請地で野菜と花を耕作する予定で、現状を確認すると既に花が咲いており特に問題はないかと思えます。  番号12号について説明いたします。譲受人は申請地で家庭菜園を行う予定ですが、現況は少々荒れており農地として使用できるよう復旧するそうです。ご審議の程よろしく願いいたします。	1 0 番	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
1 9 番	番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。家と農地を合わせて購入するとのことです。現状を確認するとみかんが植えられており、草の管理も適切にされているため問題はありません。	1 6 番	番号2号について説明いたします。申請地では営農型太陽光発電施設を設置しており、今回の申請は基礎部分の面積に対するものになります。ご審議の程よろしく願いいたします。
1 番	番号14号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人ですが同じ自治会になります。譲受人は大規模に米や野菜を作っており、経営規模を拡大したいということで、規模縮小を考えていた譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。よろしく願いいたします。	議 長	番号3号について説明いたします。番号2号と同じく営農型太陽光発電施設の基礎部分に対しての申請になります。一時転用の申請を引き続き継続するというので、現状は適切に管理しており問題はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	一 同	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
		一 同	[ なしの声あり ]
		議 長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。
		一 同	[ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[ 議案第5号 番号1号から番号9号を朗読 ]

番号1号は第1種農地に該当し、他は第2種農地となっています。以上9件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6番 番号1号について説明いたします。申請人は申請地で引き続き土を採取したいとのこと。現状は管理を適切にしているため問題はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

7番 番号2号について説明いたします。申請地の一部は無断転用で宅地となっており、それを解消するのに加えて商用農地にするための申請となります。水利等も問題はありませんのでご審議の程よろしく願いいたします。

11番 番号3号について説明いたします。譲受人の事務所の隣に位置している申請地で分譲住宅を建設するという事で申請されました。ご審議の程よろしく願いいたします。

2番 番号5号について説明いたします。申請地を譲受人が経営する店の駐車場として利用するため申請されました。

番号6号について説明いたします。申請地は荒れているところもありますが、整備しながら駐車場や物置として利用する予定です。周辺に農地がありますが、それらを含めて購入するそうなので特に問題はありません。よろしく願いいたします。

14番 番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住ですが以前は市内に住んでいたため、空き家となった宅地と隣の農業用施設が建った農地を譲受人が購入する申請となりました。特に問題はありませんのでご審議の程よろしく願いいたします。

16番 番号8号について説明いたします。議案第4号で説明した番号3号と同じ申請地となりますが譲渡人と譲受人は夫婦です。番号8号も営農型太陽光発電施設の基礎部分を一時転用の申請をするものになります。現在の耕作状況に支障はありませんのでご審議の程よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進まさせていただきます。18ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。

[ 議案第6号 番号1号から番号2号を朗読 ]

番号2号は第1種農地に該当し、他は第2種農地になります。以上2件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号から番号2号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたしま

す。次に進まさせていただきます。19ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。

〔 議案第7号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9番

番号1号について説明いたします。農道として昔から利用しており、他の農作業等に影響することはないと思いますので使用を継続して問題はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

12番

番号2号について説明いたします。申請地を確認したところ、既に舗装してあり農道として利用されています。ご審議の程よろしく願いいたします。

事務局

番号3号について説明いたします。申請地は生活道として利用されています。現地確認をしたところ、既にコンクリートで舗装されており地元の方も道として利用しているようです。申請地が農地から外れることで他の農地に影響はありませんので問題はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同

〔 異議なしの声あり 〕

議長

ないようですので、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号から番号3号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。20ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

〔 議案第8号 番号1号から番号36号、番号39号から番号67号を朗読 〕

以上65件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4番

番号1号について説明いたします。申請地を確認したところ雑木がたくさん生えており、農業機械が入りにくい場所でもありますので非農地が適当と思います。

6番

番号2号について説明いたします。申請地の周辺は山の谷のようになっており歩けないくらい荒れていますので非農地が適当だと思います。

番号3号について説明いたします。申請地に向かうまでの道が荒れており現地も確認できない状態でした。

番号4号について説明いたします。申請地は竹藪となっており全く管理ができていない状態でした。

番号5号について説明いたします。申請地では昔みかんを耕作していたようですが、現在は竹と雑木が生い茂っています。

番号6号について説明いたします。申請地は雑木や雑草などが生えており耕作は不可能と思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

7番

番号7号について説明いたします。申請地は山林化しており非農地が適当と思います。

番号8号について説明いたします。申請地は竹などが倒れた状態で周辺農地も山林化しており耕作は不可能と思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

8番

番号9号から番号14号についてまとめて説明いたします。現地は木や竹が生えており農地に復旧することは難しいと思います。非農地は適切です。ご審議の程よろしく願いいたします。

13番

番号15号について説明いたします。申請地は山林化していますので非農地で問題はありません。

番号33号から番号35号についてまとめて説明いたします。こちらも申請地は山林化しており、非農地が適切です。

9番

番号16号について説明いたします。現地確認をしたところ雑木だらけで農地として利用することは難しいと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

10番

番号17号について説明いたします。申請地に進入する道もなく荒れ地になっており、所有者も高齢で耕作や管理は難しいと思います。非農地が適当だと思います。

番号19号、番号20号についてまとめて説明いたします。申請地とその周辺を含め昔はみかんを栽培していたそうです。現在は車で進入ができないほど全体が荒れていますので非農地で問題はありません。。

12番 番号18号について説明いたします。申請地は竹藪になっており非農地が適切だと思います。

番号21号について説明いたします。雑木が生えており農地として利用できないと思います。

番号22号について説明いたします。申請地の登記地目は田ですが長年放置していたようで現況は山林です。非農地で問題はありませんのでご審議の程よろしく願いいたします。

2番 番号23号から番号32号についてまとめて説明いたします。現地を確認しようとしたのですが、申請地までの道がどれも荒れており中までは入っていけない状態でした。外か見ても山林化していますので非農地は適切です。審議の程よろしく願いいたします。

14番 番号36号について説明いたします。現地確認をしたところ木と竹が生えており山林化していますので非農地で問題はありません。

18番 番号39号について説明いたします。申請地は管理する人がおらず荒れ地となっていますので非農地が適切だと思います。

番号40号と番号41号についてまとめて説明いたします。申請地に向かう道は歩くことも難しく侵入できない程荒れています。

番号42号について説明いたします。申請地を特定することも難しい場所で一面が雑木になっており、農地に戻すことも不可能だと思います。

番号43号と番号44号についてまとめて説明いたします。申請地にはハウスの残骸が残っていたり、木や雑草が生い茂っていたり荒れた状態です。

番号45号から番号49号についてまとめて説明いたします。他と同様ですが申請地は急斜面に位置しており木や竹が生え、耕作は難しい状態となっています。中に入ることもできないので非農地で問題はありません。

19番 番号50号から番号54号についてまとめて説明いたします。申請地は周辺含めて山林化しており非農地は適切ですのご審議の程よろしく願いいたします。

20番 番号55号から番号59号について説明いたします。申請地は竹と木が生えており山林化していますので非農地で問題はありません。

番号60号から番号66号についてまとめて説明いたします。申請地までの道を竹や木が塞いでいる状態で現地の確認が難しい状態でした。ほぼ山になっているので非農地が適切です。

21番 番号67号について説明いたします。現地確認をしたところ竹と雑木によって耕作は不可能です。非農地で問題はありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号36号、番号39号から番号67号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」の番号1号から番号36号、番号39号から番号67号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進まさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和8年3月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は163筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和8年3月から貸借開始となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件に

ついて」の163件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。追加議案をご覧ください。議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。

[ 議案第10号 番号1号を朗読 ]

以上1件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同

[ なしの声あり ]

議長

ないようでございますので、議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同

[ 異議なしの声あり ]

議長

ないようですので、議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号につきましては原案のとおり決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地法第3条の規定による許可の取消願について

許可日 令和7年5月20日  
 申請人 (譲渡人) A  
 (譲受人) B  
 申請地 三豊市三野町 田  
 三豊市三野町 田  
 三豊市三野町 田  
 三豊市三野町 田  
 許可を受けた権利の種類 所有権移転  
 取消理由 申請地を転用するため

2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

3. その他

(1) 2月定例総会について

日時 令和8年2月20日(金) 午後1時30分  
 場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
2月9日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町: 森 啓二	高瀬町: 石井 秀一
		山本町: 安藤 健一	財田町: 山岡 正士

(3) 配布物

- ・農政情報 (No. 401)
- ・普及センターだより (No. 186)

閉会 【午後4時00分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_